

労災保険給付業務における社会保障・税番号制度への  
対応に係る Q & A

1 総論

Q 1 労働基準監督署においては、個人番号の漏えいが生じないように、  
厳重な対応をしているのか。

(答)

- 労働基準監督署における個人番号の管理については、
  - ・ 届出書類については、厳重な管理・保管を行う
  - ・ システムでの管理については、個人番号の流出が起こらないようセキュリティを強化することとしており、個人番号の漏えいが生じないように厳重な管理を行っていきます。

Q 2 労災保険手続について、個人番号を労働基準監督署に届出る法的  
根拠は何か。

(答)

- 番号法別表第 1 及び別表第 1 の主務省令<sup>※</sup>において、労災保険の年金給付（以下「労災年金」という。）の支給などに関する事務において、個人番号を利用することができることとされています。  
また、番号法第 14 条において、個人番号利用事務等実施者（労働基準監督署）は、本人に対し個人番号の提供を求めることができることとされています。  
これらの規定により、労災保険の障害（補償）給付などの請求に際し、個人番号の提出を求めることとしています。

※ 別表第 1 の主務省令…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）

## 2 個人番号

Q 3 労災保険給付業務に番号制度がなぜ必要なのか。

(答)

- 個人番号は、その利用範囲が番号法において限定的に定められ、「社会保障、税及び災害対策に関する事務」でのみ利用できることとなっており、労災保険給付業務についても番号法9条の別表第1において、労災年金の支給などに関する事務に個人番号を利用することが規定されています。
- また、番号制度においては、行政機関が個人番号をキーとして情報連携を行うことにより、国民が社会保障や税に関する諸手続を行う際の負担の軽減を図ることを目的としており、労災保険給付業務においても番号制度の導入に伴い、行政事務の効率化や国民の負担の軽減を図り、労災保険制度の適正な運営に努めていくこととしています。

Q 4 番号制度の導入に伴い、労災保険給付業務はどのように変わるのか。

(答)

- 番号制度の導入に伴い、労災保険給付業務について、平成28年1月より、順次、他の行政機関等との間で情報連携を行うことにより、効率的な業務運営を行うとともに国民の負担の軽減化を図ることとしています。
- 具体的には、
  - ・ 住民基本台帳ネットワークへの情報照会により労災年金の手続における住民票の写しの添付省略（H28.1 予定）
  - ・ 日本年金機構への情報照会により労災年金の手続における厚生年金等の支給額がわかる書類の添付省略（時期未定）
  - ・ 労災年金給付業務の適正化などを行うこととしています。

Q5 個人番号を記載して提出する労災保険手続はどのような手続があるか。また、個人番号によりどのような手続で添付書類が省略されるのか。

(答)

○ 個人番号を記載して提出する労災保険手続としては、次の手続があります。

- ・ 障害補償給付支給請求書（告示様式第 10 号）
- ・ 遺族補償年金支給請求書（告示様式第 12 号）
- ・ 遺族補償年金、遺族年金転給等請求書（告示様式第 13 号）
- ・ 傷病の状態等に関する届（告示様式第 16 号の 2）
- ・ 障害給付支給請求書（告示様式第 16 号の 7）
- ・ 遺族年金支給請求書（告示様式第 16 号の 8）
- ・ 年金たる保険給付の受給権者の住所・氏名、年金の払渡金融機関等変更届（告示様式第 19 号）

○ なお、個人番号を記載した請求書などを提出する際には、個人番号カードや通知カード及び運転免許書などの本人確認書類が必要です。

○ また、個人番号を提出することにより添付書類が省略される主な手続は、次のとおりです。

[住民基本台帳ネットワークへの情報照会で省略できる手続]

- ・ 未支給の保険給付支給請求書（告示様式第 4 号）  
→ 受給権者の死亡の事実を証明することができる書類
- ・ 年金たる保険給付の受給権者の定期報告(障害用)  
(告示様式第 18 号 (1))  
→ 住民票の写し
- ・ 年金等受給権者死亡届（年金申請様式第 6 号）  
→ 受給権者の死亡の事実を証明することができる書類

[日本年金機構への情報照会で添付書類が省略できる手続]

- ・ 障害補償給付支給請求書（告示様式第 10 号）
- ・ 遺族補償年金支給請求書（告示様式第 12 号）
- ・ 遺族補償年金転給等請求書（告示様式第 13 号）
- ・ 傷病の状態等に関する届（告示様式第 16 号の 2）
- ・ 障害給付支給請求書（告示様式第 16 号の 7）
- ・ 遺族年金支給請求書（告示様式第 16 号の 8）

- ・ 年金たる保険給付の受給権者の定期報告(障害用)  
(告示様式第 18 号 (1) )
  - ・ 年金たる保険給付の受給権者の定期報告(遺族用)  
(告示様式第 18 号 (2) )
  - ・ 年金たる保険給付の受給権者の定期報告(傷病用)  
(告示様式第 18 号 (3) )
- 以上の手続きについて、厚生年金等の支給額等がわかるもの

Q 6 事業主が労災年金の請求人などの本人に代わり、個人番号の記載された請求書などを提出することは可能か。

(答)

- 労災年金の請求書などは、法令上、請求人が所管の労働基準監督署に直接提出することとなっていますが、請求人が自ら手続きを行うことが困難である場合には、事業主は、その手続きを行うことができるように助力しなければならないとされています<sup>※1</sup>。
- しかし、このような場合であっても、個人番号を利用する労災保険手続については、事業主は番号法上の個人番号関係事務実施者<sup>※2</sup>とはならず、他制度の事務とは異なり、従業員などから個人番号を取得することはできません。
- このため事業主は番号法上、①個人番号の提供を求めてはならず、②特定個人情報(個人番号を含む請求書の内容)を収集、保管することはできません。
- なお、「収集」には閲覧することは含まれていないため、個人番号の記載された請求書などを見ることは問題ありませんが、管理上、請求書の写しが必要な場合には、個人番号の部分を復元できない程度にマスキング又は削除した上で保管することは可能です。

※1 労災保険法施行規則第23条第1項(事業主の助力等)

※2 「個人番号関係事務実施者」とは、法令や条例に基づき、労働基準監督署などの個人番号利用事務実施者にマイナンバーを記載した書面の提出などを行う者のことです。

Q 7 平成 28 年 1 月以降、個人番号記載欄を追加する様式に改正されるが、その場合、旧様式の使用は可能なのか。

(答)

- 旧様式についても使用可能です。
- ただし、旧様式と併せて個人番号の届出は必要となります。

[※マイナンバー制度について、よくあるご質問への回答は内閣官房ホームページのFAQ を参照してください。](#)